

第1 いじめの定義及びいじめ防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

学校は、児童が、周囲の友達や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていく。

(2) いじめの早期発見

児童のささいな変化にも目を向け、気づいた情報を確実に共有し、速やかに対応する。児童の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかくながら見逃したり、児童や保護者から相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることがないように留意する。

(3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合、特定の教職員だけで抱え込まず、迅速かつ組織的に対応する。いじめを受けた児童を守り通すと共に、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼をおくのではなく、社会性の向上など児童の人格成長に主眼をおいたきめ細かな指導を行う。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

第2 いじめ防止等のために実施する施策及び重大事態への対処

1 いじめ防止等のために実施する施策

(1) いじめ問題対策チームの設置（常設）

- ①目 的 いじめの早期発見・早期対応に向けて日頃からいじめ問題に備え、いじめ発見時は迅速かつ積極的な対応を行う。
- ②構 成 校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・児童会担当で構成する。
- ③役 割
 - ア 未然防止の推進などいじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
 - イ 教職員の共通理解と意識啓発
 - ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - エ 個別面談や相談状況把握・集約
 - オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
 - カ 発見されたいじめ事案への対応
 - キ 重大事態への対応

(2) いじめ防止等の具体的な取組

- ①授業改善に関わる取組
- ②道徳教育や人権教育、情報モラル教育等の充実
- ③自己有用感や自己肯定感を育む取組
- ④児童会活動での取組（ふれあい集会、児童集会での人権啓発活動）
- ⑤家庭や地域との連携および子どもたちを有害アクセスから守る運動等の市の取り組みの啓発と推進
- ⑥アンケートや教育相談の充実

(3) いじめ対応や防止のための職員研修

- ①児童理解の会（「たんぽぽ」）を開催し、情報や対応方法を共有する。
- ②石川県いじめ防止基本方針、珠洲市いじめ防止基本方針、いじめ防止対策推進法等、法令、通知等に

ついて理解を深める。

(4) いじめの早期発見のための留意点 *石川県いじめ防止基本方針より

① 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、児童は様々な悩みや不安に伴うサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人ひとりの児童が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

<学校での一日>

○いじめを受けている児童が学校で出すサイン ※印／無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝 の 会	○遅刻・欠席が増える ○表情がさえず、うつむきがちになる	○始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○出席確認の声が小さい
授業開始時	○忘れ物が多くなる ○用具、机、椅子等が散乱している ○一人だけ遅れて教室に入る	○涙を流した気配が感じられる ○周囲が何となくざわついている ○席を替えられている
授 業 中	○正しい答えを冷やかされる ○発言に対し、しらせや嘲笑が見られる ○責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前を挙げられる ○ひどいあだ名で呼ばれる	○グループ分けで孤立することが多い ○保健室によく行くようになる ※不まじめな態度で授業を受ける ※ふざけた質問をする ※テストを白紙で出す
休み時間	○独りでいることが多い ○訳もなく階段や廊下等を歩いている ○用事もないのに職員室等に来る ○遊びの中で孤立しがちである ○プロレスごっこで負けることが多い	○集中してボールを当てられる ○遊びの中で、いつも同じ役をしている ※大声で歌を歌う ※仲良しでない者とトイレに行く
給 食 時 間	○食べ物にいたずらをされる ○グループで食べる時、席を離される ○その児童が配膳すると嫌がられる	○嫌われるメニューの時に多く盛られる ※好きな物を級友に譲る
清 掃 時	○目の前にゴミを捨てられる ○最後まで一人でする ○椅子や机がぼつんと残る	※さぼることが多くなる ※人の嫌がる仕事を一人でする
放 課 後	○衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○顔にすり傷や鼻血の跡がある ○急いで一人で帰宅する	○用事がないのに学校に残っている目がある ○部活動に参加しなくなる ※他の子の荷物を持って帰る

○いじめを行っている児童が学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
授業中	○文具等を本人の許可もないのに勝手に使っている ○プリント等の配布物をわざと配らなかったり、床に落としたりする ○自分の宿題をやらせている	○指名されただけで目配りし、嘲笑する ○後ろからイスを蹴ったり、文具等で身体を突っついたりしている ○授業の後片付けを押しつけている
休み時間	○嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○ケンカするよう仕向けている	○移動の際、自分の道具を持たせたりしている ○平気で蹴ったり、殴ったりしている
給食時間	○配膳させたり、後片付けさせたりしている ○自分の嫌いな食べ物を押しつける	○自分の好きな食べ物を無理矢理奪う
清掃時	○雑巾掛けばかりさせている ○雑巾を絞らせている	○机をわざと倒したり、机の中の物を落としたりする
放課後	○自分の用事に付き合わせる	○違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

<注意しなければならない児童の様子>

様 子 等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	○活気がなく、おどおどしている ○寂しそうな暗い表情をする ○手遊び等が多くなる ○独り言を言ったり急に大声を出したりする	○視線を合わさない ○教師と話するとき不安な表情をする ○課外教室等を辞める等、やる気を失う ※言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	○教科書等にいたずら書きされる ○持ち物、靴、傘等を隠される	○刃物等、危険な物を所持する ○服装が乱れたり破れたりしている

そ の 他	○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○教材費、写真代等の提出が遅れる ○インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○SNSのグループから故意に外される	○飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる
-------	---	---

② 家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から、児童の家庭での様子について、以下のような相談があった場合、いじめを受けているのではないかと受けとめて、指導に当たる。

<いじめを受けている児童が家庭で出すサイン>

- ・衣服の汚れが見られたり、よくけがをしったりしている。
- ・風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため。）
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・寝つきが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・イライラしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多くなり、ため息をついたり涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり、家族に話し掛けられることを嫌がったりする。
- ・ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- ・登校時刻になると、頭痛や腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・転校を口にしたり、学校に行きたくないなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しかった友達が家に遊びに来なくなる。
- ・不審な電話や嫌がらせの手紙が来る。友達からの電話で、急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・投げやりで、集中力がわからない。ささいなことでも決められない。
- ・テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

<インターネットを通じて行われるいじめを受けている児童が家庭で出すサイン>

- ・携帯電話やパソコンを頻繁にチェックする。または、全く触れようとしなくなる。
- ・親が近づくとパソコンの画面を切り替え、画面を隠そうとする。
- ・インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動を取る。
- ・携帯電話の着信音に、おびえるような態度を取る。
- ・電話やメールの受信後に、そっと一人で出掛けようとする。

(5) いじめへの対処に関する留意事項

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけでなく、いじめを行っている児童やいじめを受けている児童への個別指導を徹底すると共に、双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

また、「いじめを絶対に許さない」雰囲気を学校全体に醸成するためにも、まわりで見えていたり、はやし立てたりしている児童への指導も行う。

① いじめを受けている児童への対応

【学校の姿勢】

- ・いじめを受けている児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させると共に、教職員の誰かが必ず相談相手になることを約束する。
- ・決して一人で悩まず、友達や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静にじっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受けとめ、心の安定を図る。
- ・いじめを行った児童の謝罪だけで問題が解決したなどという安易な考えをもたずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・児童の長所を積極的に見つけ、認めると共に、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信をもたせる。
- ・いじめを受けている児童を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭に望むこと】

- ・児童の様子に十分注意して、児童のどんな小さな変化についても気に掛け、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・児童の長所を積極的に見つけ、認めると共に、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信をもたせる。
- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静にじっくりと聞き、児童の気持ちを受容し、共感的に受けとめ、心の安定を図る。

② いじめを行っている児童への対応

【学校の姿勢】

- ・頭ごなしに叱るのではなく、いじめを受けた児童の心理的・肉体的苦痛を十分に理解させ、いじめが人として絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・集団によるいじめの場合、いじめを行っていた中心者が、表面に出ていない場合があるため、いじめの集団内の力関係や一人ひとりの言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめを行った児童が、どんなことがいじめであるかを分かっていない場合も考えられるので、どのような行為がいじめであるかをじっくりと説諭する。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- ・いじめを行った児童の背景や心理状態等を十分理解し、学校生活に明確な目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ・いじめが解決したと思われる場合であっても、教師の気づかない所で陰湿ないじめが続いている場合もあるため、その時の指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

【家庭に望むこと】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分に言い聞かせる。
- ・児童の変容を図るため、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒になって考える。

③ いじめを受けている児童の保護者への対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんなささいな相談でも真剣に受けとめ、誠意ある対応を心掛ける。
- ・家庭訪問をしたり、来校してもらったりして話し合いの場を早急にもつ。その際、不安や動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受けとめ、対応策等について協議する。また、学校として、いじめを受けている児童を守り通すことを十分に伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度、家庭に連絡すると共に、必要に応じて個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても児童の様子に十分注意してもらい、児童のどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうよう要請する。

④ いじめを行っている児童の保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめを受けている児童や保護者のつらく悲しい気持ちに気づかせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめを受けた児童の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解しあうように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるとの毅然とした姿勢を示すと共に、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・いじめを行った児童の立ち直りに向け、保護者と話し合う時間を大切にすると共に、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・児童の変容を図るために、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

⑤ まわりで見えていたり、はやし立てたりしている児童への対応

- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・例え、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為もいじめに加担する行為であるということ

を理解させる。

- ・全校朝会や学級活動等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・すべての児童が集団の一員として、互いを尊重し認めあう人間関係を築けるような集団づくりを進めていく。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と報告

① 重大事態の意味

- ア 生命・心身、または、財産に重大な被害が生じた疑い
- イ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い

② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態発生の防止に資するために行う。

学校が調査主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。

いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

例えば、不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

また、調査を実施する際は、いじめを受けた児童を守ることを最優先させ、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

(3) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供
- ② 調査結果の報告

3 いじめ未然防止のための取組み

(1) 定期的な研修と検証

- ア いじめ防止基本方針に基づく未然防止の推進、取組みの定期的検証
- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談状況把握・集約
- オ 気になる様子がみられた場合の対応

(2) いじめ未然防止等の具体的な取組み

- ① 授業改善に関わる取組み
- ② 道徳教育や人権教育、情報モラル教育等の充実
- ③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組み
- ④ 児童会活動での取組（ふれあい集会、児童集会での人権啓発活動）
- ⑤ 家庭や地域との連携および子どもたちを有害アクセスから守る運動等の市の取組みの啓発と推進
- ⑥ 教育相談の充実

(3) いじめ対応や防止のための職員研修

- ① 児童理解の会（「たんぽぽ」）を開催し、情報や対応方法の共有、検証を行う。
- ② 石川県いじめ防止基本方針、珠洲市いじめ防止基本方針、いじめ防止対策推進法等、法令、通知等について理解を深める。

(4) 児童理解の会年間計画

(開催期日と内容について)

	期 日	研 修 内 容	検 証
第1回	4月13日	- めざす正院っ子の取り組みについて - いじめアンケートの質問項目吟味 共通理解 - スクールカウンセラー、いじめ対応アドバイザーの役割について	☐ 生徒指導の基準や持ち物のきまりを児童生徒や保護者に周知したか ☐ 学校いじめ防止基本方針を保護者に周知したか
第2回	5月11日	- 生徒指導支援資料の内容について確認 - 生徒指導個人カードやQ Uの活用について	☐ 教室の掲示物や児童の作品など環境は整備されているか ☐ 児童の自己有用感を高めるための働きかけができたか (ほめる, 認める)
第3回	6月 8日	- 教職員でいじめを認知するシステムについて - 個人対応ではなく報告・連絡・相談ができるシステムについて	☐ 各種問題行動が起きた時ケース会議を行う体制や手順について共通理解できたか
第4回	7月 6日	児童が安心して話すことができる教育相談の方法の工夫について	1学期の成果と課題
第5回	8月 6日	- インターネットの利用のリスクについて - 自殺予防のための参考資料について	2学期の取り組みについての共通理解
第6回	9月 7日	生徒指導に係る研修報告	☐ 廊下の掲示物や児童の作品など環境は整備されているか ☐ 児童相互が認め合う関係づくりための働きかけができたか (ほめる, 認める, 励ます)
第7回	10月 5日	いじめ対応アドバイザーを活用した研修会 (未然防止)	☐ 共通理解した方法での対応は効果的だったか
第8回	11月 9日	児童会活動、縦割り班活動の取り組みについて	
第9回	12月 7日	いじめ対応アドバイザーを活用した研修会 (初期対応)	2学期の成果と課題 3学期の取り組みについての共通理解
第10回	1月12日	学校いじめ防止基本方針に示されている未然防止の取り組みについての見直し	年間取り組みの成果と課題 ☐ 環境整備 ☐ 自己有用感を高める取り組み
第11回	2月 8日	- 小学校から中学校へ児童の情報、気になる様子、欠席状況について - いじめアンケートの年間の結果について	☐ 共通理解した対応方法 次年度の取り組みについて ・重点項目の検討など

※このほか、必要に応じて随時校内委員会を開催する。またいじめ対応アドバイザーを招聘する。

第3 その他 いじめ防止基本方針の公表及び主な相談機関

1 いじめ防止基本方針の公表

いじめ防止基本方針は、ホームページで公表すると共に、保護者に概要を説明する。

2 主な相談機関 *珠洲市いじめ防止基本方針H26.8より

相 談 機 関	電話番号	受付時間
珠洲市青少年育成センター	0768-82-7826	月～金 9:00～17:00
石川県教育委員会 24時間いじめ相談テレフォン	076-298-1699	24時間受付
石川県心の健康センター	076-238-5761	月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～金 9:00～17:00
金沢地方法務局子どもの人権110番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
金沢少年鑑別所内小立野青少年相談室	076-231-1603	月～金 9:00～16:00
石川県警少年サポートセンターいじめ110番	0120-617-867	24時間受付
金沢こころの電話	076-222-7556	月～金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00

資料 いじめ問題に対する校内体制

